

6月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年6月10日(月) 13時30分 ~ 15時00分

会議の開催場所 農業環境改善センター 洋室

会議の内容 議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
議第31号 彦根市農用地利用集積計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

2 辻 宏(Bブロック長)	11 澤田 勘一(副会長)
3 田中 金二(会長)	12 中川 嘉和
4 高田 克己	13 辻野 久和(Aブロック長)
5 吉岡 巳津夫	15 林 敏
6 北村 文尾	16 濱村 功
7 伴 孝子(副会長)	17 疋田 菜穂子
8 北川 悟	18 西川 末美
9 小林 爲夫	19 月田 晴男
10 松宮 秀治(Cブロック長)	

欠席した農業委員は以下のとおり。

1 大西 太郎 14 田附 隆司

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

3 小川 英志 9 面田 忠彦 15 瀧 仁司  
16 田中 重和 20 百々 明雄

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 係長 竹中 基史 副主査 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

なし

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、6月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

田附 隆司 委員 から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

3 小川 英志      9 西田 忠彦      15 瀧 仁司  
16 田中 重和      20 百々 明雄

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。15番 林 敏 委員、16番 濱村 功 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、6月3日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 疋田 菜穂子 委員

（ 現地調査立会報告 ）

※欠席の場合は、事務局代読

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第31号 彦根市農用地利用集積計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

### 【3条申請審議】

それでは、議第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

#### 3条 1番案件

所有権の移転の1番案件の申請地は農業振興地域内の農用地、白地の農地です。

農地の場所は、薩摩町集落の南部で、湖周道路沿い神上沼の西にあたります。

譲渡人の●●さんは、相続により申請地の所有者となり、長年管理されてきましたが、畑までの行き来や年齢的なことから、自身での管理が困難であるとして、申請地の隣地で耕作する譲受人の●●さんと売買の話がまとまったものです。

譲受人が所有されている申請地の隣接地は、登記地目上は農地ではありませんが、現況は畑で、譲受人は6年以上の農作業歴があります。住居とも隣接であり常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

現地は耕起されており問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 2番案件**

申請地は、農業振興地域ではない市街化調整区域の農地です。

農地の場所は、八坂町集落の中で、江面川の北側にあたります。

譲受人と譲渡人は、親戚関係にあり、申請地については、長年譲受人である●●さんが管理・耕作をされており、一方で、譲渡人は、お二人とも、遠方にお住まいで管理もできないとして、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは20年程度の耕作歴があり、住居とも2～30mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

現地に小規模な農業用倉庫が建っているのが気にはなる。

○事務局（八木）

農地としての主たる使用目的が農業である。200㎡未満の農業用倉庫の場合は届出制であり、本件はこの届出のケースに該当すると思われる。

○ 林 敏 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 3番案件**

申請地は、農業振興地域内の農用地、青地の農地です。

農地の場所は、中山道と広域農道荒神山通りの交差する「法士町」交差点から西に50mほどの距離です。

申請地は、長年耕作されていない耕作放棄地となっていたところで、一方、譲受人の●●さんは、甲良町小川原の農地でユーカリやみかんの栽培を近年はじめられ、規模拡大をしたいと考えていたところ、売買の話がまとまったものです。

譲受人の●●さんは3年程度の耕作歴ですが、15年程度耕作歴のある方を雇用されています。甲良町小川原の農地については、甲良町農業委員会から全部効率利用要件を満たす証明の発行もいただいております、ユーカリやみかんの栽培をされていることを現地確認しております。申請地と自宅とは、くるまで20分程度ですが、甲良町小川原の農地よりも近く、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われま

す。

なお、申請地の3筆の他にも、別の所有者の耕作放棄地も存在し、それらの売買の話も、今回の申請とは別に進められており、今後申請される予定です。現状は、草木も生えている耕作放棄状態ではありますが、譲受人に名義が変更される等、除草等作業に入れる状況になった段階で、耕作できる状態に整備していく予定であると確認しております。今後の耕作状況について、特にエリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、小川 英志 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小川 英志 推進委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 4番案件**

申請地は、農業振興地域内の農用地、白地の農地です。

農地の場所は、旧湖周道路沿いで、下石寺集落の南西側で、集落から少しはずれたところでは、

譲渡人の●●さんは長年申請地の耕作をされてきましたが、他の仕事もされている等、自身での耕作が困難であるとして、申請地の近くに居住し、野菜作りをしたいと考えていた譲受人の●●さんと売買の話がまとまったため、申請に至りました。

譲受人の●●さんは30年程度の耕作歴があり、自宅から150m程度の距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、百々 明雄 推進委員、西川 末美 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

しっかり管理されている農地。問題ありません。

○ 西川 末美 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 5番案件**

申請地は、農業振興地域内の農用地、白地の農地です。

農地の場所は、国道8号線「犬方町」の交差点から南に50m程度にあります。

譲渡人の●●さんは、遠方にお住まいであり、草刈り等の管理が困難であるとして、申請地の隣地にお住いの譲受人の●●さんと売買の話しがまとまったため、申請に至りました。

譲受人の●●さんは20年程度の耕作歴があり、自宅の隣接地であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、小川 英志 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小川 英志 推進委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

ハウスを建てて栽培すると聞いている。問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

**3条 6番案件**

申請地は、農業振興地域内の農用地、白地の農地です。

農地の場所は、主要地方道愛知川彦根線の「野良田町」の交差点から通称巡礼街道の「上稲葉町」の交差点をつなぐ市道沿いの西側で、「野良田町」の交差点から、南に500m程度にあります。

譲受人と譲渡人は、ご兄弟で、申請地については、譲渡人である弟の●●さんが、遠方にお住まいで管理もできないため、長年譲受人である兄の●●さんが、農機具も所有し耕作・管理をされており、今回、実状に合わせるべく、贈与の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは30年程度の耕作歴があり、既に申請地の耕作をされています。自宅とも隣接であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、瀧 仁司 推進委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 瀧 仁司 推進委員

水田圃場となっており問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

#### 【4条申請審議】

続きまして、

議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

#### 4条 1番案件

転用目的は資材置場、駐車場です。

申請人は建設業を営まれており、申請地の隣地を所有しており、そちらを長年資材置場として使用されています。しかし、土地の形状が細長く、資材の搬入出の際に重機等を移動させる必要があるため不便があるとして、自身が保有する申請地も資材置場として使用したいと、申請に至りました。

申請地は中山道沿い、法士町信号から南へ150m程度のところにある、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は集落内で、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、隣地の資材置場と同じ高さまで砂利を敷き、土地全体が資材置場、駐車場として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてはですが、農地の高さが周囲とほぼ同じなので、法面を作るほどではありませんが、造成範囲は土地境界から30cm離れたあたりまでに留め、土砂流出を抑えます。雨水排水は従来通り地下浸透とされます。

申請目的実現の確実性につきましては、建設業を営んでおられ自身で施工されるため特に問題はありません。土地改良区さんの受益地外であるほか、その他必要な書類の添付も整っております。

これらのことから一般基準についても問題がないものと思われれます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、小川 英志 推進委員、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 小川 英志 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

### 【5条申請審議】

続きまして、

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。1番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

#### 5条 1番案件

転用目的は専用住宅で、使用貸借権の設定を伴います。

借人は現在両親や姉家族とも同居しており大変手狭であることから、同じ町内で父親が所有申請地に自身の住宅を建築したいと、申請されました。

申請地は、田附町集落の西寄り、メインストリート沿いにある農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内に位置していることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を専用住宅の敷地として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、周囲は道路、太陽光、里道に囲まれており、隣接農地はありませんので特に問題はありません。里道挟んで反対側に農地がありますが、土地はCBやU字溝で囲みますので、影響はないものと思われます。申請目的実現の確実性につきましては、見積書とローンの審査結果の添付をいただいております。金銭面での問題がないことを確認しております。

土地改良区の受益地外であることを確認済であるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

**5条 2番案件**

転用目的は工事事用資材置場で、一時転用による貸借権の設定となります。転用期間は令和7年3月31日。来年3月末までの約9か月間です。

本件は前々回4月に一時転用許可申請があった、滋賀県が行う下水管理設の公共事業に関連する案件です。前回申請分では重機や機材を置く場所が不足していることがわかったため、追加で申請となりました。一般的に国や地方公共団体が転用の実施主体となる場合は原則許可不要となりますが、今回のように工事を請け負った業者自身で工事事用資材置場等を探さないといけない場合は、転用主体が請負業者となるため、転用許可が必要です。

申請地は、県道新海上稲葉線沿い。田附町集落の西の端です。ここはギリギリ農振白地であり、周囲はほとんど青地です。申請地は所有者が遠方のため毎年保全管理だけされてきました。立地基準に照らして判断しますと、申請地は第2種農地となります。第2種農地も代替性がなければ原則転用できませんが、周辺に同規模で営農していないまとまった農地は無く、周辺営農に影響を与えない観点から代替性はないため、転用可能と判断できます。

では、一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、土地全体を工事事用資材置場として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、道路、宅地、水路に囲まれており、特に問題は問題ありません。

申請目的実現の確実性につきましては、現場で必要な施行は自身で実施されるため特に問題ありません。

また、滋賀県との建設工事請負契約書の写しをご提出いただいております、契約がきちんとなされており、かつ一時転用の期間の妥当性を確認しております。  
その他、土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われま

説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただけますし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加ください。

———— 推進委員退室 ————

続きまして、議第31号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課に代わり事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

——— 異議なし ———

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第18号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は6件

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は15件

報告第20号 農地使用変更届出報告 今月は1件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告件数は3件 面積は1724 m<sup>2</sup>です。

一か所訂正があります。3件目の左端の通し番号が2になっていますが3が正しい。

局専報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告件数は4件 面積は5085 m<sup>2</sup>です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審議いただきありがとうございます。これをもちまして、6月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。